

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 (1) 誘導施設を有する建築物の新築 (2) 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 (3) 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 年 月 日 長崎市長 様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 届出者 住所 氏名 (連絡先) </div>	
1	建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積
2	新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途
4	その他必要な事項

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

《注意事項》

※ 工事に着手する日の30日前までに、当該届出書の提出が必要です。